

令和5年第11回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年11月7日(火) 午後1時30分から午後2時15分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	2番	中村 貴子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	17番	畑中 恭伸
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日 程 第 1	会期決定の件
日 程 第 2	会議録署名委員決定の件
日 程 第 3	議案 第33号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
日 程 第 4	議案 第34号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
日 程 第 5	議案 第35号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)
日 程 第 6	議案 第36号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
日 程 第 7	報告 第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)
日 程 第 8	報告 第22号 農地法第4条第1項の規定による届出について(専決)
日 程 第 9	報告 第23号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)
日 程 第 10	報告 第24号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 岡 正樹

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中14名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましており、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和5年第11回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、7番 田村委員、8番 小出委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号13番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号13番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●、城陽市寺田 ●● ●● ●● ●● ●です。</p> <p>権利の種類は3条の有償移転です。持ち分3分の1ずつを所有されます。</p>

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。所有されている農地は家族で適正に管理されており問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号13番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案第34号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について利用権貸借を上程し、受付番号63番について事務局から説明いたします。

当該案件は、利用権設定者が●●委員となっている案件です。
農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の権限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。
●●委員の退席をお願いします。
(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号63番について説明します。
本案件は平成26年1月1日から令和5年12月31日で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市上津屋 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは、農業委員を務められ、農業経営においても農地を適正に管理されていますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号63番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。

受付番号64番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号64番について説明します。

本案件は平成31年1月1日から令和5年12月31日で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は京都市伏見区 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●さんは、以前から当該地を利用権設定されて適正に耕作されているため、再設定に問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号64番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号65番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号65番について説明します。

本案件は令和4年1月1日から令和5年12月31日で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市平川 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。地域の中核的担い手であり、適正に農地は管理されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号65番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第5、議案第35号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について一括方式を上程し、受付番号5番から14番について事務局から説明いたします。

事務局 こちらの一括方式は、先ほどの相對契約による利用権貸借とは違い、農地中間管理機構が農地の出し手から農地を借り受け、受け手を公募した上で貸し付けを行うものとなっています。

それでは議案の説明を行います。

受付番号5番から14番については同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号5番について説明します。

本案件は新規設定です。賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号6番について説明します。

本案件は新規設定です。賃貸借です。

内容は議案書のとおりです。

受付番号7番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号8番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号9番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号10番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号11番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号12番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号13番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号14番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●です。
本案件は中間管理機構を利用して貸借するものです。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。認定新規就農者として頑張っておられ、農地は適正に管理されてお

り問題ないと考えます。

今回の貸借農地は14,000㎡ほどですが管理不十分にならないように農業委員として注視してゆきますので審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 借り手の方の居住住所は寺田ですが、青谷で貸借されるのは何故ですか。

会 長 青谷地域の担い手と子弟関係もあり、現在、青谷地域で耕作されており、青谷に農業に必要な農業機械も農業用施設を建築して保管されており、居住住所は寺田ですが、農業経営を行う農地が青谷地域となっているためです。

他に質疑はありませんか。
質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号6番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号7番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号8番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 9 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 10 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 11 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 12 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 13 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号 14 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

日程第 6、議案第 36 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等利用状況確認についてを上程し、受付番号 10 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号10番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市久世 ●●● ●です。
資料1に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地確認した結果、適正に農地は管理されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号11番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号11番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市平川 ●● ●です。
資料2に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地確認した結果、適正に農地は管理されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号12番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号12番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市平川 ●● ●●です。

資料3に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地確認した結果、適正に農地は管理されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号12番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号13番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号13番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

資料4に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地確認した結果、適正に農地は管理されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号13番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号14番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号14番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。
資料4に位置図を添付しております。

会長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。先ほどと同じく適正に農地は管理されており、問題ないと考えます
のでご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号14番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号15番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号15番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市久世 ● ●●です。
資料5に位置図を添付しております。

会長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。適正に全ての農地は管理されており、問題ないと考えますのでご審
議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号15番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

受付番号16番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号16番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市枇杷庄 ● ●です。
資料6に位置図を添付しております。

会 長 対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。専業農家として適正に農地は管理されており、問題ないと考えます
のでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号16番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

日程第7、報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決し
ました。受付番号50番から60番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号50番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
登記権利者は、城陽市市辺 ●● ●●です。
受付番号50番は京都地方法務局宇治支局から時効取得の通知があったものです。

受付番号51番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号52番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、神戸市西区 ●● ●●です。

受付番号53番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、奈良市朱雀 ●● ●●です。

受付番号54番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●です。

受付番号55番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市富野 ●● ●●です。

受付番号56番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●です。

受付番号57番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号58番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号59番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号60番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

日程第8、報告第22号 農地法第4条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号9番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号9番について説明します。
土地の所在は、城陽市久世 地目は畑 面積は416平方メートル
申請人は、城陽市久世 ●● ●●です。

場所は市街化区域です。
自己住宅として利用するため転用されます。
隣接地に農地はありません。
下水は公共の下水道に接続し、雨水は敷地内の排水管を通り側溝に排水します。

環境課
・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、
苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
との意見が付されております。
資料7に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を事務局から報告をお願いします。

事務局 現地確認を行い、担当委員からは隣接農地がないので周辺に影響ないので問題なしとの報告を受けておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

日程第9、報告第23号 農地法第5条第1項の規定による届出について専決しました。受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。

土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積は363平方メートル
譲渡人は、城陽市寺田 ●● ●●、宇治市広野町 ●● ●●です。
譲受人は、宇治市宇治 ●●● ●●です。

場所は市街化区域です。
建築資材置場として利用するため転用されます。
雨水は敷地内で自然浸透にて排水します。

環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課

- ・申請地北側及び南側に存する里道を取り込まないよう注意してください。
- ・申請地南側に存する水路を取り込まないよう注意してください。
- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例による協議をお願い致します。
- ・水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をお願い致します。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されております。

資料8に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。市街化区域内の農地であり、竹林として残っており利用されるのであればやむなしと考えるのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、
受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明します。
土地の所在は、城陽市寺田 地目は畑 面積は472平方メートル
譲渡人は、城陽市寺田 ●● ●●です。
譲受人は、京都市伏見区 ●●●●●●●●●●です。

場所は市街化区域です。
露天駐車場として利用するため転用されます。

隣接地に農地はありません。
雨水は敷地内で自然浸透にて排水します。

環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課

- ・申請地西側に存する市道を取り込まないよう注意してください。
- ・申請地南側に存する里道を取り込まないよう注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願い致します。

本申請については、市道部分を乗入れとしているため、道路法第32条による協議をしてください。

- ・里道に関する工事を行う場合は、里道等管理条例に関する協議をしてください。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

との意見が付されております。

資料9に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。西側は道路、あとは竹林に囲まれており、周辺に影響もなく荒廃化するよりは利用されるのであればやむなしと考えるのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、
受付番号7番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号7番について説明します。
土地の所在は、城陽市平川 地目は畑 面積は168平方メートル
譲渡人は、宇治市槇島町 ●● ●●です。
譲受人は、城陽市平川 ● ●●、● ●●です。

場所は市街化区域です。
住宅を建築するため転用されます。
隣接地に農地はありません。

汚水は北側公共下水道に接続し、排水は北側道路側溝に排水します。

環境課

・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課

- ・申請地北側に存する市道を取り込まないよう注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は、道路法による協議をお願い致します。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は、隣接地の排水を考慮してください。

都市政策課

- ・建築行為の前に必要な手続きを行って下さい。

文化・スポーツ推進課

・申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地 横道遺跡 に該当します。地面の掘削を伴う工事实施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。

との意見が付されております。

資料10に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を事務局から報告をお願いします。

事務局 現地確認を行い、担当委員からは隣接農地がないので周辺に影響ないので問題なしとの報告を受けておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

日程第10、報告第24号 地目変換届について専決しました。受付番号4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号4番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

申請人は、城陽市中 ●● ●●です。

隣接農地所有者の同意書が提出されております。

過去より畑として利用されていましたが、今回整理されるため届出されたものです。

資料11に位置図を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第10を終了します。

以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第11回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員